

厚生労働省『医療通訳育成カリキュラム』準拠

医療通訳 専門技能認定試験のご案内

一般財団法人 日本医療教育財団

医療通訳専門技能認定試験のご案内

試験の目的	医療通訳に従事する者の有する知識および技能の程度を評価・認定することにより、医療通訳の専門的な技能および質の向上と、その社会的地位の向上に資することを目的とします。
試験の基準	厚生労働省『医療通訳育成カリキュラム基準』に基づき、医療、保健分野における対話コミュニケーションを支援するために必要な関連知識を有し、医療通訳者として対話者間の効果的なコミュニケーションを可能にする十分な能力、技術、倫理を有していることを基準とします。
対象言語	(1)英語 (2)中国語
合格者に付与する称号	(1)医療通訳専門技能者（英語） (2)医療通訳専門技能者（中国語）
受験資格	* (1)～(4)のいずれか一つに該当する者 (1)「医療通訳専門技能認定試験受験資格に関する教育訓練ガイドライン」に適合すると認める研修・講座等を履修した者 (2)医療通訳者として2年以上の実務経験を有する者 (3)医療通訳基礎技能認定試験の合格者で、医療通訳者として1年以上の実務経験を有する者 (4)認定委員会が前各号と同等と認める者
試験実施時期	【1次試験】 年1回（11月） 【2次試験】 年1回（2月） ※2次試験は、1次試験の合格者に限り受験が可能です。（1次試験の合格後、2年間有効）
試験地	東京・大阪
試験実施方法	【1次試験】 ・筆記試験 四者択一式・選択式 60分 ・リスニング試験 選択式・記述式 20分
	【2次試験】 ・対話通訳試験（対面） 一人30分程度 ※資料の持込みについて・・・1次試験は不可、2次試験は辞書（電子辞書を含む）の持込み可。
受験料	【1次試験】 10,000円（税込）（英語・中国語） 【2次試験】 15,000円（税込）（英語・中国語）
試験申込	(1)所定の受験申込書に、「医療通訳専門技能認定試験受験資格に関する教育訓練ガイドライン」を履修したことを認める証明書または実務経験の証明書の添付、受験料の振込明細書を貼付のうえ、試験申込受付期間内に日本医療教育財団本部へ郵送ください。 【試験申込受付期間】 当該試験日の2ヵ月前より、当該試験日の1ヵ月前まで（当日消印有効） (2)申込手続き後、受験票を発行します。 ※受付時間・試験開始時間は、受験票送付時にお知らせします。
受験票発送	1次試験の試験日の2週間前までに受験票を発送します。 ※受験票は2次試験でも使用。
可否の判定	1次試験、2次試験ともに、各科目の得点率が70%以上を合格とします。
試験結果の発表	1次試験、2次試験ともに、試験日から約1ヵ月後に郵送により通知します。
技能認定合格証の交付	2次試験の結果通知から約1ヵ月後に郵送します。
資格の有効期間	5年間 ※資格の更新には、所定の更新条件を満たしたうえで、更新申請を行う必要があります。

医療通訳専門技能認定試験の範囲およびその細目

出題範囲		細目
1次試験	医療通訳理論	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳理論 ・医療通訳者の役割 ・対話通訳と相互作用
	医療の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・医学概論 ・身体の仕組みと疾患の基礎知識 (項目：循環器、呼吸器、消化器、筋・骨格系、腎泌尿器と内分泌・代謝系器官、眼科領域、耳鼻科領域、皮膚科領域、精神科領域、脳・神経系、産婦人科領域、小児科領域) ・検査・薬に関する基礎知識 <p>※医療現場で行われる会話を正確に理解するために、各器官の名称や器官の仕組み、働きを理解し、主な疾患の原因と症状、治療方法についての基本的な知識を問うものとする。</p>
	日本の医療制度に関する基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の医療制度の特徴 ・社会保障制度
	医療通訳者の自己管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医療通訳者の健康管理 ・感染症と感染経路 ・医療通訳者の心の管理
	専門職としての意識と責任(倫理)	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の権利・医療倫理 ・医療通訳者の行動規範
	患者の文化のおよび社会的背景についての理解	<ul style="list-style-type: none"> ・日本に暮らす外国人の現状 ・外国人医療の現状 ・外国人の在留資格と滞在ビザ
	医療通訳者のコミュニケーション力	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション・異文化コミュニケーション ・対人コミュニケーション・患者との接し方 ・患者・医療従事者間の関係とコミュニケーション ・健康や医療、コミュニケーションに関する文化的・社会的違い ・医療通訳者の文化仲介
	言語能力	<ul style="list-style-type: none"> ・母語および通訳言語による言語能力 (文法、言葉の表現に関するもの)
	通訳に必要な通訳技術	<ul style="list-style-type: none"> ・ノートテイキングの理論と技術 ・情報収集方法(用語集の作成と情報収集)
通訳実技	<ul style="list-style-type: none"> ・医療通訳業務の流れと対応 ・通訳者の立ち位置とその影響 	
2次試験	模擬通訳	<ul style="list-style-type: none"> ・医療対話場面における逐次通訳 (言語能力、通訳技術、コミュニケーション能力、調整能力) ・長文逐次通訳

<語学能力の目安> 母語と通訳言語において十分な運用能力を有していること

※受験資格ではありませんが、当該試験は下記に相当する語学力を最低限要します。

- ・英語 TOEFL iBt 87 以上 TOEIC 785 以上
- ・中国語 HSK 筆記 5級 口頭高級 以上
- ・日本語 日本語能力試験 N1 以上

◎当該試験で想定される業務場面 … 主に、二次・三次医療機関等で行われる専門的な要素などを含んだ通訳業務場면을想定しています。

医療通訳専門技能認定試験受験にあたって

【1次試験の受験について】

※2次試験については、1次試験の合格通知書に注意事項が記載されます。

●受験申込書の送付先

〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町 2-2-10

一般財団法人 日本医療教育財団 医療通訳専門技能認定試験 受付係

◆受験申込みに際しての注意事項

【試験申込受付期間】当該試験日の2ヵ月前より、当該試験日の1ヵ月前まで ※当日消印有効

1. 受験申込書受理後は、試験日、試験地（受験会場）、受験言語の変更は認められません。
2. 提出された証明書（または証明書の写し）等の添付書類は返却いたしません。
3. 受験申込書に不備がある場合は、受理しないことがあります。
4. 納入された受験料はいかなる場合も返却いたしません。

◆受験料の振込 *1次試験 受験料：10,000円（税込）

受験料を下記の指定口座に振り込んでください。受験料は前払いです。

振込明細書を受験申込書に貼付してください。

【普通預金口座】三菱UFJ銀行 神田支店 0091041 ※振込手数料はご負担ください。

◆試験当日の携行品

- ・「受験票」 ・「時計」 ・「黒のペンまたはボールペン（消せるボールペンは不可）」
- ・「黒鉛筆またはシャープペンシル（HB以上）」 ・「消しゴム」

※「黒のペンまたはボールペン」、「黒鉛筆またはシャープペンシル」は両方持参してください。

※すべての携帯情報端末機器は使用できません。

◆試験当日の注意事項

1. 試験当日は必ず受験票を持参し、受付時に提示してください。提示のないときは、入場できない場合があります。
2. 受付時間までに試験会場に集合してください。（受付時間は受験票送付時にお知らせします）
試験開始後30分を経過すると入場できません。
3. 座席は係員の指示に従い着席してください。
4. 試験中の飲食は禁止します。（ガム、飴等も禁止です）
5. スマートフォン、携帯電話、携帯情報端末機器など、外部と連絡を取り得る電子機器等の電源を入れたまま試験会場内に持ち込んだ場合、また電源の状態にかかわらず当該機器を試験会場内の机の上に置いていた場合、不正行為とみなし失格になり、不合格扱いとなります。
6. 試験中または試験会場内では、係員の指示に従ってください。係員の指示に従わないとき、また不正行為等があると認められたときは退場のうえ失格になり、不合格扱いとなります。

◆解答にあたって

1. 試験時間は「筆記試験」「リスニング試験」ごとに定められています。
2. 1次試験は資料等を見ることができません。
3. 解答は黒鉛筆またはシャープペンシル、黒のペンまたはボールペンを使用してください。
黒以外の色や消せるボールペン、修正液等は使用できません。

◆解答提出上の注意

1. 解答用紙を提出する際には、係員の指示に従ってください。
2. 試験問題および解答用紙はすべて提出してください。不足の場合は不合格扱いになります。
3. 提出された試験問題および解答用紙は、一切返却いたしません。

◆その他

1. 試験問題の内容および試験結果についてのお問い合わせは、一切受け付けられません。
2. 試験結果通知書は、当該試験日の約1ヵ月後に受験申込書に記入された住所へ郵送します。
3. 受験申込後に住所変更された場合は、日本医療教育財団本部へ書面で新住所をお知らせください。
なお、住所の変更手続きが間に合わず、旧住所へ送付する場合がありますので必ず郵便局に転居届の手続きを行ってください。
4. 試験結果通知書および合格証の郵送は、日本国内に限らせていただきます。